

令和7年度東京都立日本橋高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- （１）いじめを生まない、許さない学校づくり。
- （２）生徒をいじめから守り通す学校づくり。
- （３）いじめに全教職員で組織的に対応する学校づくり。
- （４）保護者、地域、関係機関と連携して対応する学校づくり。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア設置の目的

学校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

イ所掌事項

○いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

ウ会議

通常月1回連絡会を実施。いじめが発生もしくは発生する恐れがあるときは速やかに会議を開催する。

エ委員構成

副校長、養護教諭、生活指導部1名、各学年1名、スクールカウンセラー

（２）学校サポートチーム

ア設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ所掌事項

○いじめに対する保護者、地域、関係機関との迅速、適切な連携、協力体制の構築。

○問題行動の未然防止、早期解決を図るための組織的な対応。

ウ会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹、主任のうち校長が委嘱する内部委員と、警察署員及び学校運営連絡協議会協議委員とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

アホームルームにおける、話し合い活動等を通じての人権教育の推進。

イ始業式や全校集会等において、繰り返し「いじめは絶対に許されない」ことを周知する。

ウ企画調整会議や職員会議で、生徒に関する気になる事案の報告の徹底。

エネットいじめ等についてセーフティ教室等を利用した生徒への啓発活動の推進。

オ個人面談、保護者会等を活用した保護者との緊密な連携、協力体制の構築。

(2) 早期発見のための取組

ア定期的なアンケート調査の実施。

イ保健室、スクールカウンセラー等による相談体制の整備と迅速な情報共有体制の整備。

ウスクールカウンセラーによる全員面接。

エ生活指導部による登校指導。

オ企画調整会議や職員会議で、生徒に関する気になる事案の報告の徹底。

(3) 早期対応のための取組

アいじめ事案を発見した際に、迅速に管理職への報告と全教職員による組織的な対応が取れる体制を整備する。

イいじめられた生徒といじめを知らせた生徒の安全確保。

ウ教育的な配慮に基づいた、いじめた生徒への指導。

エイじめを見ていた生徒が自分の問題としていじめを捉えられるようにする

オ保護者、関係機関との連携、相談。

(4) 重大事態への対処

アいじめられた生徒の安全確保。

イ学校サポートチームによる保護者、関係機関との連携、対応策の検討。

ウ重大事態発生について教育委員会、知事への報告。

エ重大事態発生に係る事実関係を明確にするための調査の実施。

オ生徒が安全、安心に授業が受けられる教育環境の早急な回復。

5 教職員研修計画

(1) 年2回以上いじめ問題に関する研修会の実施。

(2) スクールカウンセラー便りを活用した生徒の現状把握。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会や保護者面談を活用し、家庭での生徒の様子を把握する体制を構築する。

(2) PTA と連携し、メールマガジンを活用して、いじめに関する情報提供を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) スクールカウンセラーとの連絡会を毎回行い、生徒の小さな変化も見逃さないよう努める。

(2) 向島警察署の生活安全課、スクールサポーターと常に連絡を取り合い、連携、相談を進める。

(3) 町内会を通じて、登校、下校時の生徒の様子を情報収集する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価のいじめに関する項目の結果を受けて、次年度の取組を改善する。

(2) 分掌や学年からの意見を集約し、次年度の取組内容を検討する。

(3) 学校サポートチームや学校運営連絡協議会での意見を次年度の改善に生かす。